

## Clear Skyサポーター登録規程

(制定) 令和元年6月6日付31環改計第140号

### (目的)

第1条 この規定は、大気環境の改善を図るため、微小粒子状物質及び光化学オキシダントの原因物質である窒素酸化物（以下「NO<sub>x</sub>」という。）及び揮発性有機化合物（以下「VOC」という。）の排出削減対策（以下「排出削減対策」という。）に取り組むClear Skyサポーターの登録等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 Clear Sky 大気汚染物質の濃度が十分に低減することにより、健康リスクが低減された快適な大気環境をいう。
- 二 Clear Skyサポーター 東京都（以下「都」という。）が行うClear Sky実現に向けた大気環境改善促進事業に賛同し、Clear Skyサポーター登録証明書の交付を受けた、NO<sub>x</sub>又はVOCの排出削減対策に取り組む事業者、自治体、研究機関及び特定非営利活動法人等の団体（以下「事業者等」という。）をいう。

### (所管)

第3条 Clear Skyサポーターの登録に係る事務は都及び都が設置するClear Skyサポーター登録事務局（以下「事務局」という。）が所管する。

2 事務局の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

### (登録の申請)

第4条 Clear Skyサポーターへの登録を希望する事業者等（以下「登録希望者」という。）は、都が別に定める方法により事業者等の名称、事業者等が取り組む排出削減取組メニューその他必要な情報を記入して申し込まなければならない。

### (欠格条項)

第5条 次の各号のいずれかに該当するもの（当該団体の構成員も含む。）はClear Skyサポーターの登録を受けることはできない。

- 一 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員

- 二 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第4号に規定する暴力団関係者
- 三 前二号に掲げる者から委託を受けた者並びに前二号に掲げる者の関係団体及びその役職員又は構成員
- 四 東京都契約関係暴力団等対策設置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号）第5条第1項に基づく排除措置期間中の者
- 五 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者
- 六 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者
- 七 禁固以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者、禁固以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）、公職にある間に犯した刑法（明治40年法律第45号）第197条から第197条の4までの罪又は公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第1条の罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者でその執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から5年を経過しない者又はその刑の執行猶予中の者並びに法律で定められるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁固以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者
- 八 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- 九 税法違反（法人税法（昭和40年法律第34号）違反、所得税法（昭和40年法律第33号）違反、地方税法（昭和25年法律第226号）違反（法人事業税、個人事業税））及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年条例第215号）（建設作業機械等からの排出ガスに含まれる粒子状物質等の量を増大させる燃料の使用禁止）違反がある者
- 十 都の指名停止措置を受けている者
- 十一 法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者
- 十二 都の信用又は品位を害すると認められる行為を行う者

（登録要件）

第6条 都及び事務局は、登録希望者が、次に掲げる要件の全てを満たす者であるときは、その登録を行うものとする。

- 一 本規程の内容について同意した者
- 二 次条第1項に規定するNOx排出削減取組メニュー又は同条第2項に規定するVOC排出削減取組メニューのいずれかに取り組む者
- 三 都内に事業場を持つ者

(排出削減取組メニュー)

第7条 NO<sub>x</sub>排出削減取組メニューは、NO<sub>x</sub>の排出削減に資するものであって、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 エコドライブ（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第51条の2（平成12年東京都条例第215号）に規定するものをいう。）の実践
- 二 ZEV（電気自動車、燃料電池自動車及びプラグインハイブリッド自動車）又は九都県市低公害車指定指針による低公害車・低燃費車の導入
- 三 モーダルシフト又は共同配送の実践
- 四 カーシェアリングの導入又は混雑路若しくは混雑時間を避けた自動車利用
- 五 NO<sub>x</sub>排出削減に係る適切な自動車整備の実施
- 六 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）に適合した建設機械の導入又は利用
- 七 東京都大気汚染緊急時対策実施要綱（オキシダント）（昭和47年4月10日付47公監視第6号）第9に定める大気汚染緊急時協力工場又は事業場に該当していること。
- 八 東京都低NO<sub>x</sub>・低CO<sub>2</sub>小規模燃焼機器認定要綱（平成元年2月16日付63環大規第202号）に基づく低NO<sub>x</sub>・低CO<sub>2</sub>認定機器の製造又は導入
- 九 NO<sub>x</sub>排出削減に係る自主行動計画等の策定
- 十 東京2020年オリンピック・パラリンピック競技大会開催期間中におけるNO<sub>x</sub>排出削減に対する協力
- 十一 その他都がNO<sub>x</sub>の排出削減対策として必要と認めるもの

2 VOC排出削減取組メニューは、VOCの排出削減に関するものであって、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 東京都VOC対策アドバイザー設置要綱（平成17年11月10日付17環改有第395号）に基づくVOC対策アドバイザー派遣制度の活用
- 二 東京都VOC対策ガイドに示されているVOC排出削減対策の実践
- 三 ガソリンスタンドにおける荷卸し時の自主的対策
- 四 大気環境配慮型SS認定要領における大気環境配慮型SS認定制度に基づくStage IIの導入
- 五 低VOC製品の製造又は選択
- 六 VOC排出削減に係る自主行動計画等の策定
- 七 東京2020年オリンピック・パラリンピック競技大会開催期間中におけるVOC排出削減に対する協力
- 八 その他都がVOCの排出削減対策として必要と認めるもの

(登録及び登録期間)

第8条 都及び事務局は、第4条の登録希望者の申込内容を確認し、Clear Skyサポーター

への登録を認める場合は、当該登録希望者をClear Skyサポーターに登録し、Clear Skyサポーター登録証明書を交付する。

- 2 Clear Skyサポーターの登録期間は、前項のClear Skyサポーター登録証明書の交付を受けた日から原則1年間とし、都からの通知がない限り、1年を単位として自動的に更新されるものとする。

(ロゴマーク使用)

第9条 事業者等は、前条第1項のClear Skyサポーター登録証明書の交付を受け、Clear Skyサポーターロゴマーク使用規程（令和元年6月6日付31環改計140号。以下「使用規程」という。）第4条第2項に規定する利用許諾を受けた後、Clear Skyサポーターロゴマーク使用マニュアル（令和元年6月6日付31環改計140号。以下「使用マニュアル」という。）に定めるClear Skyサポーターロゴマークを無償で使用することができる。

- 2 前項の利用許諾を受けた事業者等は、前項のロゴマークの使用に当たっては、使用規程及び使用マニュアルを遵守するものとする。

(都の活動内容)

第10条 都は、Clear Skyサポーター登録証明書の交付を受けた事業者等（以下「Clear Skyサポーター登録事業者等」という。）に対し、活動等の状況の報告を求め、その活動等の状況をホームページ等に掲載することができる。

- 2 都は、Clear Skyサポーター登録事業者等の名称を原則として公開する。

(登録の取消し)

第11条 都は、Clear Skyサポーター登録事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第1項の登録を取り消すことができる。

- 一 第5条の登録を受けることのできない要件に該当するに至ったとき。
- 二 第6条の登録要件を満たさなくなったと認められるとき。
- 三 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められる行為を行ったとき。
- 四 都の信用を失墜し、又は品位を害するものと認められる行為を行ったとき。
- 五 Clear Skyサポーター等のイメージを損なうと認められる行為を行ったとき。
- 六 他のClear Skyサポーター登録事業者等又は第三者の利益を害すると認められる行為を行ったとき。
- 七 第1条の目的に違反したと認められる行為を行ったとき。
- 八 使用規程及び使用マニュアルの規定に違反したとき。
- 九 虚偽の申込みを行ったとき又は虚偽の申込みの疑いがあると認められるとき。
- 十 その他都が必要であると認めるとき。

- 2 前項の規定によりClear Skyサポーターの登録を取り消された者は、取消しの日からロ

ゴマークを使用することはできない。

- 3 都は、第1項の規定によりClear Skyサポーターの登録を取り消された者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

(非保証・免責事項)

第12条 本制度は、Clear Skyサポーター登録事業者等及びClear Skyサポーター登録事業者等が行うNOx及びVOCの排出削減対策以外の活動について、都が推奨を行うものではない。

- 2 本制度は、Clear Skyサポーター登録事業者等がClear Skyサポーターという名称を用いて行う一切の活動について、都が正確性、適法性を保証するものではなく、Clear Skyサポーター登録事業者等の活動が第三者の権利等を侵害しないこと又は法令に抵触しないことについて何ら保証するものではない。

(個人情報の取扱いについて)

第13条 都及び事務局は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）又は東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）の規定に基づき収集する個人情報を適正に管理する。

(規程の改定)

第14条 本規程は、都により、事前の通知なく必要に応じて改定される場合がある。

- 2 本規程の改定によりClear Skyサポーター登録事業者等に不利益が生じたとしても、都は一切の責任を負わない。

(管轄裁判所)

第15条 本規程に定める事項に関して裁判上の紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とし、準拠する法律は日本国の国内法、使用する言語は日本語とする。

(その他)

第16条 本規程に定めるもののほか、Clear Skyサポーターの登録等に関して必要な事項については、都が別に定める。

附則（令和元年6月6日付31環改計第140号）

この規程は、令和元年6月6日から施行する。